
第10章 免許・資格履修要件

免許・資格を取得するにあたって

この章では、本学で取得できる資格についてわかりやすく、またその資格の取得に必要な単位などについて説明されています。資格取得を希望する人は、資格の取得に必要な条件を満たすとともに、その専門性を高めるために常に学習に努め、資質の向上をはかるよう心がけてください。

自分の将来計画を念頭に置いて、どの資格の取得が必要であるか、どの資格の取得が自分の将来にとって有益であるのかを深く考えて、取得する資格を選択してください。

自分の将来の人生設計にとってどんな資格が必要なのかを深く検討してから資格の取得を進めるようにしてください。

1. 資格課程とは

教養科目や所属する学科の専門科目とは別に、免許・資格を取得するために必要な知識や技能等を、講義や実習・演習といった授業科目として開講しているのが資格課程です。資格課程が開講する免許・資格取得のための授業科目には、卒業するための要件とは異なる必修・選択の区分があり、単位修得方法にも決まりがあります。

また、資格課程とは別に所属する学科の専門科目等を履修することで取得できる、あるいは取得が有利になる資格も数多くあります。これらの資格を、本学では学科資格と呼んで区別しています。なお、資格取得に必要な授業科目のかたまりを、ほかの専門科目と区別するために、課程とよぶ場合があります。

2. 履修における注意

免許・資格取得に必要な科目は相当広範にわたり、計画的に履修することが肝要です。また資格ごとに定められた資格課程履修費を Semester ごとに納入しなければなりません。

資格課程履修（以下「課程履修」という）に際しては、以下の点にも留意してください。

① 通達・告示・通知・連絡

通達・告示・通知・連絡はすべて掲示にて行います。資格取得を希望する学生は、常に掲示板を確認し、大切なお知らせを見落とすことのないようにしてください。

② 課程履修説明会・ガイダンスなど

説明会・ガイダンス等の欠席は認められません。やむを得ず出席できない場合（公欠相当）は、必ず説明会・ガイダンス開催日より前に、本人がクラス担任に直接申し出て許可を得るようにしてください。

③ 諸手続き

- (1) 手続きについては期限を厳守してください。
- (2) 本人控の書類等は、大事に保管しておいてください。
- (3) 納入した資格課程履修費については、原則として返還しません。

④ 感染予防について

学外実習に参加する学生は、実習先から指定された感染症等の抗体価検査の受検が必要になるがあるため、その場合は必ず対応してください。検査結果によっては予防接種を受ける必要があります。

⑤ その他

- (1) 教職課程に関する手続きについては、所属学科の教職担当またはクラス担任に相談してください。学科資格に関する相談は、所属する学科の担当の先生が窓口です。
- (2) 教職課程を履修するには、教員になろうという強い意志があることが前提となります。

「教育職員免許状」の取得

小、中、高等学校、特別支援学校および幼稚園の教育職員（以下「教員」という）になるには、教育職員免許法（以下「教員免許法」という）に基づき教育職員免許状（以下、教員免許状または免許状という）の取得が必要です。免許状には、普通、特別、臨時免許状の三種類に、学校等の種別、教科等の別があり、さらに基礎資格により専修、一種、二種に区別されています。

本学では、学科と履修する科目により異なりますが、教員免許状を取得できる教職課程を設けています。教職課程で所定の単位を修得し、大学を卒業すると、岐阜県教育委員会に申請することにより免許状が授与されます。この免許状は、もちろん全国で効力を有しています。

みなさんが教員免許状の取得を希望するならば、卒業に必要な科目の単位を履修、修得するほかに、教員免許法に基づき、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」等の科目を履修し、それぞれ所定の単位を修得しなければなりません。また、必修科目に「教育実習」があり、自分自身で実習校（園）（栄養教諭の場合は指定された学校）の内諾を得て、幼稚園、小学校、中学校の教員免許状については各4単位分、高等学校、特別支援学校の教員免許状は各2単位分、栄養教諭免許状は1単位分の実習をする必要があります。さらに小学校・中学校教員免許状の取得には、「介護等体験」が義務付けられています。

このことから、教員免許状の取得を目指すには、自らの教職への適性を考え、将来、教師になりたいという強い目的意識をもって、入学時から計画的に教職課程を履修し、学年ごとに単位修得の確認をして、教師としての資質や能力を養うように努めなければなりません。

なお、入学年次により免許状取得の要件が異なっていることがあるため、自らの該当年次を確認してこの「履修のてびき」を読んでください。特別支援学校教員については、その頁を参照してください。

本学で取得できる教員免許状の種類・種別

本学で教職課程の所定の単位を修得し卒業した者は、その卒業した学科によって下記の教員免許状が授与されます。【全入学年度者対象】

学科名	種別	教科または領域等
総合福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
管理栄養学科	栄養教諭一種免許状	—
心理学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	公民
子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状	—
	小学校教諭一種免許状	—
	特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域

教科又は教職に関する科目について

「教科又は教職に関する科目」では、「教科又は教職に関する科目」に開設されている科目（高一種の「道徳教育論」、小一種・幼一種の「総合学習論」等）の単位、または「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」の最低修得単位を超えて履修した科目の単位を併せて、それぞれの学校種で「教科又は教職に関する科目」に必要な単位数を履修する必要があります。「教科又は教職に関する科目」に必要な単位数については下記を確認してください。

免許	法規上の単位数 (最低修得単位)				本学必修科目単位数			本学「又は科目」最低必要単位数	備考
	教科	教職	又は	計	入学年度	教科	教職		
高一種 (福祉)	20	23	16	59	H30	23 29	27 27	9 3	※1の科目を履修した場合 ※2の科目を履修した場合
					H29-H27	29	27	3	
中一種 (社会)	20	31	8	59	H30-H27	20	31	8	
高一種 (公民)	20	23	16	59	H30-H27	10	27	12	「教科に関する科目」から必修科目以外に10単位を修得した上で、「教科又は教職に関する科目」に必要な単位を修得すること。
小一種	8	41	10	59	H30-H27	11	45	3	
幼一種	6	35	10	51	H30-H27	6	37	8	

教育実習について

- 教育実習は、4年生（小学校・幼稚園の場合は原則3年生及び4年生）で行う。実習校（園）は、各自で学校（園）の（栄養教諭の場合は指定された学校）内諾を前年度に得ることを原則とする。
- 教育実習を行うには、実習を行う半期前の段階において、単位修得に不足のないこと。また、教職に関する科目のうちで、教科に関する科目および教職に関する科目について単位修得に不足のないこと。ただし、中学校、高等学校における実習については教科の指導法の単位を3年次までに修得しておくこと。
- 教育実習指導は、教育実習の事前事後指導を内容としており、必ず履修すること。ただし、単位の修得は、教育実習と一体であり、両方を履修して単位が認定される。
- 教育実習のガイダンスは、教育実習前年度から教育実習直前にかけて行われるので、必ず出席すること。
- 教育実習に参加する学生は、麻疹・風疹等の抗体価検査の受検が必要になる場合があるため、その場合は必ず対応すること。検査結果によっては予防接種を受ける必要がある。（介護等体験及び保育実習も同様。）

教員免許状取得のための基礎資格について

- ① 本学の健康福祉学部総合福祉学科・管理栄養学科、人間関係学部心理学科・子ども発達学科を卒業すること。
- ② 栄養教諭1種免許状の取得には、本学の健康福祉学部管理栄養学科を卒業し、栄養士の免許を受けていること、かつ管理栄養士国家試験受験資格を取得していること。
- ③ 特別支援学校教諭1種免許状の取得には、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。
- ④ 義務教育の学校種（小学校、中学校）の教員免許状の取得には、社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の合わせて7日間の介護等体験を行うこと。

教員免許状について

卒業見込者の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各教員免許状の申請は、大学の所在地のある都道府県の教育委員会に行い、免許状は教育委員会が発行します。

したがって、本学の卒業見込者の教員免許状の申請は、岐阜県教育委員会に行い、岐阜県教育委員会が教員免許状を発行します。卒業見込者に対しては11月ごろに教員免許状の申請に関するガイダンスを行います。具体的な日時等は掲示にて連絡しますので、掲示に注意してください。

また、小学校、中学校の免許状の取得には、介護等体験の証明書が必要になります。介護等体験の証明書は紛失しても再発行できないため、体験後すみやかに提出してください。

授与される教員免許状は、教員免許更新制導入により、10年後の年度末までの有効期間の付されたものになります。

免許状は盗難、火災のような公的証明書がない限り、再発行はされません。また、「免許状授与証明書」は、免許状を発行した各都道府県の教育委員会が発行するもので大学では発行できません。就職先等で免許状の写しが必要な場合は、免許状のコピーでよいか提出先に確認し、「免許状授与証明書」が必要な場合は、教育委員会へ申請し、各自で対応してください。